

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成１２年３月町田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１３条に次の１項を加える。

３ 市長は、特に必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

第１５条第２項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により、当該期日までに申請書を提出することが著しく困難であると認められる場合は、この限りでない。

附則第７条を次のように改める。

（延滞金の割合等の特例）

第７条 当分の間、第１３条に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２６年１月１日から施行する。ただし、第１５条第２項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の附則第７条の規定は、延滞金のうち平成２６年１月

1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

町田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(延滞金) 第 1 3 条 略 2 略 <u>3 市長は、特に必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。</u> (保険料の減免) 第 1 5 条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の 1 5 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により、当該期日までに申請書を提出することが著しく困難であると認められる場合は、この限りでない。</u> (1) ~ (3) 略 3 略 附 則 <u>(延滞金の割合等の特例)</u> <u>第 7 条 当分の間、第 1 3 条に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 3 2 年法律第 2 6 号) 第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3</u>	(延滞金) 第 1 3 条 略 2 略 (保険料の減免) 第 1 5 条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の 1 5 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) ~ (3) 略 3 略 附 則 <u>(延滞金の割合等の特例)</u> <u>第 7 条 当分の間、第 1 3 条に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法 (平成 9 年法律第 8 9 号) 第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合 (当該割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。</u>

町田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあっては当該特例 基準割合に年1パーセントの割合を加算し た割合（当該加算した割合が年7.3パーセ ントの割合を超える場合には、年7.3パー セントの割合）とする。</u>	